



ゆうさくコミュニティ・スクール協議会
(第1回 雄踏小学校運営協議会)



令和8年5月19日(火)10:00~11:50(会議室)

浜松市立雄踏小学校

第1回 ゆうさくコミュニティ・スクール協議会

令和8年5月19日(火)10:00~11:50(会議室)

1 日程:10:00~10:10 日程・配布文書確認

10:10~10:30 授業参観

10:40~11:50 第1回 ゆうさくコミュニティ・スクール協議会

2 ゆうさくコミュニティ・スクール協議会次第(全体司会:宮崎 記録:能勢)

(1) 開催要件の確認

(2) 校長挨拶

(3) 新規委員任命書交付

(4) 自己紹介

(5) 浜松市学校運営協議会規則確認

(6) 会長選出 ※委員互選

(7) 副会長の指名 ※会長氏名

(8) 議長選出 ※出席委員互選

(9) 前回議事録確認

(10) 熟議(議長:会長)

○令和8年度学校経営の基本方針について(校長)

○夢育やらまいか事業に対する意見書について(教頭)

(11) 報告

○いじめ防止基本方針について(生徒指導) ※別冊

○R7 活動報告及び1学期の取組について(学校支援コーディネーター) ※別冊

(12) 連絡

○次回議長選出

○令和8年度ゆうさくコミュニティ・スクール協議会の予定

【第1回】 令和8年 5月19日(火) 10:00~11:50 (授業参観含む)

【第2回】 令和8年 7月29日(水) 10:30~12:00

【第3回】 令和8年12月15日(火) 13:30~15:30 (授業参観含む)

【第4回】 令和9年 2月 5日(金) 14:00~15:30

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

改正 令和7年3月26日浜松市教委規則第6号

改正 令和8年3月23日浜松市教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(令7教委規則6・一部改正)

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民

等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
 - (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
 - (3) 児童生徒の健全育成に関すること。
- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(令8教委規則1・一部改正)

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(令5教委規則10・一部改正)

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年度 ゆうさくコミュニティ・スクール協議会委員 名簿

No.	氏名	肩書等
1	楠野 正人	保護司
2	坂田 尚久	人権擁護委員
3	宮崎 純恵	学校支援コーディネーター
4	鈴木 孝紀	前PTA会長
5	鈴木 隆之	保護司
6	渥美 徳之	社会福祉協議会理事
7	鈴木 光一	民生児童委員
8	澤井 由紀子	民生児童委員
9	鈴木 謙吾	PTA 会長

令和7年度 第4回 ゆうさくコミュニティ・スクール協議会 会議録(要点記録)

- 1 開催日時 令和8年2月6日(金)午後2時から午後4時
- 2 開催場所 浜松市立雄踏小学校 会議室
- 3 出席委員 山田敏、楠野正人、中村厚、山内勝己、村松美智子、藏之上真人
加茂聡美(学校支援コーディネーター兼務)
宮崎純恵(学校支援コーディネーター兼務)
- 4 欠席委員 坂田尚久、鈴木孝紀
- 5 学 校 高橋宏典(校長)、長坂明典(教頭)、服部優(主幹教諭)
南田大輔(生徒指導)、能勢雅代(CSディレクター)
- 6 傍聴者 なし
- 7 会議録作成者 CSディレクター 能勢雅代
- 8 議長の選出 司会の宮崎委員より年間を通して、山田会長に議長をお願いしたい旨
の申し入れがあり、全員異議なくこれを了承した。
- 9 協議事項【熟議】
 - ① 学校関係者評価について
 - ② 本年度のいじめの状況と令和8年度いじめ防止基本方針について
 - ③ 令和8年度学校経営の基本方針について
 - ④ 学校運営協議会自己評価について
- 10 会議記録 司会の宮崎委員から、委員総数 10 人のうち8人の出席があり、過半数に達しているため会議が成立している旨の報告があった。

【熟議】

- ① 議長の指示により、服部主幹から今年度、新たに実施した取組(教員と協議会委員の合同研修、サマータイムの導入)の評価について、及び学校評価とアンケート結果をもとにして、来年度導入したい取組(懇談会の実施回数、1年生スタートプログラム、給食委員会活動など)の教育課程案について各部ごとに説明があった。また委員からは以下の発言があった。
 - ・懇談会の実施回数はせめて年2回は必要ではないか。簡単にやめるのではなく、目的をしっかりとらえて魅力ある懇談会の工夫をもう少し検討してほしい。(中村委員)
 - ・家庭の事情を考慮すると大変さも理解できるので年1回の実施に賛成である。(加茂委員)
 - ・2月の懇談会では1年間の子供たちの成長の話を聞け、保護者としては安心したのでそれが無くなるのは残念である。無くすのであればせめてお手紙があると嬉しいが、逆に手紙があることで懇談会に出席される方がますます減少する懸念もあると思う。(宮崎委員)
 - ・参観会や行事には多くの保護者が来校されているのに懇談会の参加率のみが低いことが不思議である。児童と一緒に帰宅してしまうのであろうか?(山内委員)
 - ・懇談会に対する保護者の要望を調査する必要があると思う。その結果次第では取りやめになることは仕方ないと思う。(楠野委員)

・SST、SELの活動とは具体的にどういふことなのか教えてほしい。(中村委員)

・1年生スタートプログラムにおけるクラスの枠を外すとはどういふことか。給食の時間などはクラスに戻るのか。(村松委員)

・サマータイムが一番暑い時間の下校になっているようで心配する。(村松委員)

② 議長の指示により、生徒指導の南田教諭から今年度のいじめの現状及び来年度の学校いじめ基本方針について、別紙資料の説明があった。また委員からは以下の発言があった。

・いじめの内容に学年でどのような傾向があるのか。また低学年の認知件数を減らす対策はあるのか。(藏之上委員)

・特に低学年においては小さなトラブルを経験し解決することが成長するチャンスにつながるのだなあと感じた。(藏之上委員)

・大勢で組織的に対処することは多くの対策案を練ることができるので良い取組であると思う。件数だけではなく内容を大事にして進めてほしい。(山田会長)

③ 議長の指示により校長から来年度の学校経営方針案の内容についてグランドデザインを基に説明があった。また委員からは以下の発言があった。

・グランドデザインが昨年よりすっきりしてとても良いと思う。(山田会長)

④ 議長の指示により教頭からより良い協議会にするために取組内容を振り返り、自己評価の結果を来年度につなげていきたい旨の説明があった。

協議の結果、①～④の全ての項目についておおむね全員が了承した。

【報告】

○三学期の取組について

議長の指示により、加茂委員から別紙資料に基づき、今後予定されている学校支援ボランティア活動の内容と前回の会議以降に実施された内容の報告があった。また、来年度のゆうさく教室の開催に全員が了承した。

○夢育やらまいか事業CS加算分の運用について

議長の指示により、教頭より夢育やらまいか事業の実施報告、及びCS加算分の運用報告がされ、子供たちの為に有効活用でき感謝する旨が伝えられた。

【連絡事項】

○卒業証書授与式、入学式の予定について

教頭より卒業式及び入学式への参列の依頼があった。

○来年度の運営協議会の予定について

服部主幹より来年度の運営協議会の日程についての説明があり全員が了承した。

【第1回】 令和 8年 5月 19日(火) 13:30～15:30 (授業参観含む)

【第2回】 令和 8年 7月 29日(水) 10:30～12:00

【第3回】 令和 8年 12月 15日(火) 13:30～15:30 (授業参観含む)

【第4回】 令和 9年 2月 5日(金) 14:00～15:30

学校運営協議会自己評価実施要項

浜松市教育委員会

1 趣旨

この要項は、浜松市学校運営協議会規則(令和元年 浜松市教育委員会規則第2号)第8条に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)の自己評価の実施について必要な事項を定める。

2 評価の目的

各協議会が、自らの取組について、その取組内容や達成状況等について自己評価し、改善につなげることにより、保護者、地域住民等の対象学校の運営への参加を促進し、当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図る。

3 評価の実施

協議会は、以下の評価項目について自ら評価を行う。

<評価項目>

(必須) ※全ての協議会で行う。

- 1 学校運営の基本方針について熟議することができたか。
- 2 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。
- 3 協議会の結果について、十分な情報発信を行ったか。
- 4 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

(参考) ※各協議会で追加する項目があれば設定する。

4 自己評価の結果の報告書の作成

協議会は、自己評価結果を様式1により、簡潔にとりまとめる。

5 評価結果の公表

協議会は、自己評価の結果について、CS便り、学校のホームページ、連絡アプリ等を活用し、広く保護者や地域住民等に公表するよう努める。

6 評価結果の報告と改善支援

(1) 教育委員会への報告

協議会は、様式1を当該年度末の指定する日までに教育委員会へ提出する。

(2) 教育委員会による改善支援

ア 様式1の活用

様式1は教育委員会学校・地域連携課が集約し、各協議会の運営状況について把握するための資料とする。

イ 評価結果等に基づく改善支援

教育委員会は、評価結果等に基づき、各協議会の取組の改善が図られるよう、必要な助言又は指導を行う。

附 則

この実施要項は、令和2年9月1日から施行する。

この実施要項は、令和5年4月1日から施行する。

この実施要綱は、令和7年10月1日から施行する。

令和8年度 浜松市立雄踏小学校グランドデザイン

浜松市教育総合計画
描く夢や未来の実現
「主体性」
「多様性・包摂性」
「信頼・協働」

学校教育目標
一人一人がかがやく
たくましくすこやかな 雄踏の子

校区めざす子ども像
豊かな心を持ち
未来を創造する
子ども

- ◇主体的・自律的に取り組む、学習態度や生活意欲
- ◇思いやりの心をもって互いに磨きあう、共同共生の心
- ◇健康で安全な生活を送るための基本的な生活習慣
- ◇粘り強く最後まで取り組む姿勢とたくましい心

育みたい力

にこにこ

- ◇自分で正しく判断し、時と場に
応じた行動をとる
- ◇自分の良さ友達の良さに気づき、
互いの違いを認め合う
 - ・あいさつ運動
 - ・集団的行事の充実
 - ・雄踏小スタプロの実施

わくわく

- ◇学び方を身に付け主体的に学ぶ
- ◇共に学ぶ良さに気づき、互いに高め合う
 - ・学びの基本的な姿勢づくり
 - ・意図的な個別、協働学習
 - ・ICTの積極的活用

もいもい

- ◇基本的な生活習慣を身に付け、健康的で安全な生活をする
- ◇挑戦心を持ち、体力向上に取り組む
 - ・保健指導、食育の充実
 - ・継続的な体力、技能向上
 - ・当事者意識を高める安全指導の工夫

ゆうとう小は
3つのあいことばで
がんばるよ！

◇めざす姿
・R8 重点

校内研修・環境の充実 | 家庭・地域との連携協働 | ゆうさくコミュニティ・スクール | 指導・支援体制の充実

学校経営の理念

子どもの思いを大切にする発達支援教育
ていねい・あったか・あんしん発達支持的生徒指導
楽しい授業・うれしい教室
不揃いで総持ちのチーム雄踏

1 地域・学校・児童の実態

- 浜名湖の東岸に位置し、学校の北側には田園風景が広がり、緑も多く自然環境に恵まれている。平成16年に浜松市中心部から延びる4車線道路が開通したことで、かつて養鰻池や湿地であったその道路沿いには大型ショッピングモールや店舗が並び、新興住宅地の開発もあり、急速にその姿を変えている。
- 学区は、古くからの宇布見・山崎に加え、新しく開発された雄踏一丁目・雄踏二丁目から成り立つ。昭和50年代は児童数1500名を超えるマンモス校であったが、その後平成17年810名まで減少した。その後堀出前(雄踏一丁目・二丁目)開発の影響で平成25年には児童数981名まで増加したが以降減少し、令和8年度は741名(R7比およそ-14見込)である。
- R3に創立150年を迎えた歴史と伝統のある学校である。(R4年度150周年記念行事)学校教育に対する保護者地域の関心は高く、教育熱心な土地柄であり、PTA活動やCS、地域ボランティアなどによる環境整備や交通指導などが活発に行われている。
- 丁寧に温かな子ども一人一人に寄り添う発達支持的生徒指導に心掛け、温かな関わりのある学校を経営の重点として取り組んでいる。
- 素直で朗らかな児童が多く、殆どの児童は学校生活を肯定的にとらえ、言われたことによく取り組む。一方で主体的意欲的に行動することに課題がある。
- 優しく人や友達と受容的に関わることができる児童が多い。一方で他の雰囲気や意見に流され、時と場に合った正しい言動が選べないケースも見られる。
- 苦しいことや困難にぶつかった時に粘り強く取り組んだり、目標に向かって地道に努力したりして、自分の力で道を切り開こうとするたくましさにはやや欠ける面が見られるが、気持ちが前向きな児童が多いため今後の改善が期待できる。
- 発達支援的な配慮、個別の学習支援、家庭的な環境配慮等が必要な児童が増加している。家庭環境や人との関係の中で傷つきやすい児童も多く見られ、集団に入れない児童、不登校傾向児童も散見される。

2 雄踏中学校区のめざす子ども像

豊かな心をもち 未来を創造する子ども

3 学校経営の基本方針

雄踏小学校は、そこに通う全ての子どもたちのためにある。そしてそこは、専門家である教師により、「自律」(自分で考え判断し行動する)「尊重」(他の多様性を理解しようとする)「協同」(ともに課題や目標に取り組む)を学ぶ場である。その学びを通して、子どもたちが自分のよさや可能性を感じ、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越えることができる「生きる力」を育んでいく「学び舎」である。

「子どもたちを成長させたい」「自分(職員)が成長できる職場でありたい」「地域に愛され信頼される学校を、仲間と子どもたちと保護者と地域の人と創りたい」という思いで、教育活動を進めていく。

学校経営の基本方針

○自律・尊重・協同を教育活動の全てにおいて意識し「楽しい授業」「うれしい教室」の具現化を目指す。

○「にこにこ」「わくわく」「もりもり」の合言葉を活用し、徳・知・体の育成を目指す。

◇学校経営理念（コンセプト）◇

- ①子どもの一人一人の人権を尊重し、思いを大切にする発達支援教育
- ②「ていねい あったか あんしん」をコンセプトとした積極的な発達支持的生徒指導
- ③楽しい授業・うれしい教室づくりを目指す弛まぬ授業改善と学級経営
- ④「雄踏小の教職員の心得」を胸に、不揃いで総持ちのチーム雄踏

4 学校教育目標の設定

「一人一人が かがやく たくましくすこやかな 雄踏の子」 ※継続平成24年度より

5 目指す子ども像と具体的な取り組み

合言葉	【徳】 にこにこ	【知】 わくわく	【体】 もりもり
協同する子ども 自律し尊重し合い	<ul style="list-style-type: none"> ◇自分で正しく判断し、時と場に応じた言動をとる。 ◇自分の良さ、友達の良さに気づき、互いの違いを認め合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇学び方を身に付け、主体的に学ぶ。 ◇共に学ぶ良さに気づき、互いに高め合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇基本的な生活習慣を身に付け、健康的で安全な生活をする。 ◇挑戦心を持ち、体力向上に取り組む。
教職員の具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○自他の尊重への第一歩として、継続性をもってあいさつに力を入れ、児童会活動とも連動を図る。 ○日頃から児童の心の耕しを心掛け、特活や道徳の時間、命について考える日等でいじめ防止の取り組みをする。 ○学校行事や特別活動に目標をもって取り組ませ、互いの良さに気づいたり高め合ったりする経験を大切にする。(掲示物等校内環境にも配慮する) ○多くの他者の中での生活における不安や生きづらさを解消するため、雄踏小スタートプログラムやSST、SELを取り入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学びの場における話す・聞くなどの基本的な学習のきまりの徹底をする。 ○課題追求の意欲を高めるために、自らの課題を明確にし、問いや願いをもたせ、自ら解決方法を考えたり学習計画を立てたりするなどの工夫をする。 ○個別、協働の学習場面を意図的に仕組み、学びを深める支援を講じる。 ○ICT 機器(タブレット)を積極的に取り入れるとともに、情報リテラシー、情報モラルについても学ぶ機会を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○フェーズフリーの考え方を生かし、普段から健康や安全につながる基本的な生活習慣を身に付けるために、保健や給食指導を効果的・継続的に行う。 ○ゆうさくなわとびなど、目標を持たせ、継続的な取組を積極的に称揚することで、健康増進や体力・技能の向上を図る。 ○自他の命を大切にする危機回避意識の育成のため、当事者意識を持たせる交通教室や避難訓練、防犯訓練、防災ノートを活用等に取り組ませる。

6 教育課題とポイント (※SEL、フェーズフリー…GoogleClassroom 職員室資料参照)

- ◇主体的、自律的に取り組む学習態度や生活意欲の向上
 - ・基本的な生活習慣、学びの習慣づけのための方策をもつ
 - ・分かる授業、面白い授業創造のための授業改善
 - ・学び方も学ぶ(学習の振り返りと見直し、自己調整) 単元計画の工夫
 - ・豊富な体験活動の年間計画への位置づけ
 - ・タブレットの活用、(情報モラル・情報リテラシー・タイピングなどの基礎的スキル)
 - ・読書活動の啓発
 - ・地域人材・教育資源の活用

- ◇自他を尊重し、思いやりの心を持って、互いに磨きあう協同、共生の心の育成
 - ・安心感のある居場所のある学級・学校作り
 - ・自分事として感じられる委員会活動、係活動等の充実
 - ・行事、特活を生かした協同体験の計画
 - ・あいさつ、親切、思いやり行動の称揚
 - ・協働的な学びの場の設定

- ◇健康で安全な生活を送るための基本的な生活習慣の習得
 - ・普段の生活から健康や安全意識を高める取り組み(フェーズフリー)
 - ・雄踏小生活のきまり、社会的なルールを順守する行動への落とし込み
 - ・当事者意識を高める安全的行事等の工夫
 - ・保健室(養護教諭)、給食センター(栄養教諭)、事務室との連携
 - ・健康な心・体作りのためのけが防止策、感染症予防策
 - ・健康な体作りのための食育の充実
 - ・体力向上のための方策

- ◇粘り強く取り組むたくましい心の育成
 - ・目標や課題の自己決定、経過の評価
 - ・子ども主体の活動の設定
 - ・任せる勇気と覚悟、挑戦できる余地

- ◇個別の支援、対応を要する児童のための組織対応力の向上
 - ・発見から組織対応、対応後の報告と経過確認のサイクル確立
 - ・個別支援を受ける児童と担任との関わり
 - ・発達支援コーディネーターを核に、支援環境(SC・SSW・学習・発達教室・ゆうゆう、外国人・医療ケア等)との積極的連携
 - ・保健室(養護教諭)との連携
 - ・事務室との連携(就学援助、奨励費の対象児童)
 - ・スタートプログラムの作成と実践、SELやSSTを取り入れた実践

- ◇問題に向き合い、迅速適切に対処できる職員の資質能力の向上
 - ・学年、組織内での情報共有、「報・連・相」の徹底
 - ・学年会の時間の確保と有効活用
 - ・経験を伝える校内OJTの推進

- ◇地域に開かれた学校づくりの促進
 - ・CSの活動の理解(合同研修の実施)
 - ・地域素材やボランティアの積極的活用
 - ・ブログやさくらによる積極的な情報発信

7 雄踏小の教職員心得

①あなたの代わりはいない

- ・最も身近な大人である教職員が、子どもから見て魅力的に映るには、元気に勤務することが一番。休む時は休み、健康でプライベート時間を大切にしよう。

②先生と呼ばれることに誇りを

- ・信頼があるから「先生」と呼ばれる。信頼を失う言動は厳に慎み、子ども・保護者・地域の方々の信頼に足る「専門性」「人間性」を磨き合う集団になろう。
- ・世界や社会に目を向け、夢やロマン、ワクワクする経験を語れる先生になろう。

③先生の(担任の)笑顔は子どもの太陽

- ・教師は子どもにとって最も重要な教材。自分が不安な時の先生の笑顔は安心や勇気を与える力を持つ。自分が嬉しい時の笑顔は、親近感信頼感を高める。そして叱るとき、励ますときの真剣な表情との対照性により、より絆を深めることにつながる。

④子どもに愛情と敬意を

- ・「平凡な教師は言ってみせるだけ、よい教師は説明ができる、優秀な教師は自らそれをやってみせる、最高の教師は子どもの心に火を付ける。」『by ウィリアム・アーサー・ワード』
- ・心情に寄り添い、共に喜び共に泣ける。怒りで怒るのではなく、愛情で叱る。
- ・子どもの(声なき)声に耳を傾ける。

⑤子どもに対するアンテナ高く。職員室の風通し良く。

- ・子どもの小さな変化に対する感性のアンテナを高くするため、「なるべく小さな幸せと、なるべく小さな不幸せ、なるべく一杯集めよう」『by 甲本ヒロト』

⑥言葉づかいは心遣い

- ・「和顔愛語 先意承問」「優言実幸」
- ・子どもに優しい言葉を遣ってほしいなら、まずは大人が子どもに優しい言葉をかけよう。
- ・「むずかしいことをやさしく、やさしいことをふかく、ふかいことをおもしろく、おもしろいことをまじめに、まじめなことをゆかいに、ゆかいなことはあくまでもゆかいに/井上ひさし」もプロ意識。

⑦チーム・組織で対応。

- ・「不揃いの総持ち」色んな人がいてそれぞれで支え合う。だから折れない組織になる。
- ・職員室の雑談を大切に、愚痴・弱音・相談・冗談、何でも言い合える職員関係を作ろう。「息は吐くから吸える」
- ・「一隅(いちぐう)を照らす」自分の置かれている場所や立場で小さなことにも精一杯努力し、明るく輝くことができる人こそ宝。

⑧「焦らず・驕らず・諦めず」

- ・子どもは、言ったから変わるものでもなければ、都合よく変わるものではない。「焦らず」子どもに成長を促しつつ、教職員の立場に「驕らず」、子どもの可能性を信じて「諦めず」、一人一人の人権を尊重して厳しくも温かい指導を心掛けよう。
- ・「～しなさい」の回数を意識しよう。減らすためには、我慢と信頼が大切

⑨ぶれない指導

- ・生活のきまりや「いじめ防止基本方針」全職員が内容を共有し、ぶれない指導や対応をしよう。

⑩接遇 来校者へのあなたの対応が雄踏小の第一印象を変える

- ・来客へのあいさつ、声掛け。シルバーさんや業者との対応。電話口での対応。その対応が学校の印象を変えてしまうこともある。相手にとって気持ちよい対応を心がけよう。それが安全対策につながることも往々にしてあるものです。

4月		5月		6月		7月		8月		9月		
日	曜	行事活動	曜	行事活動	曜	行事活動	曜	行事活動	曜	行事活動	曜	行事活動
1	水		金	特5 春季個別面談(1年生を除く) 1年生を迎える会③	月	委員会活動③	水	特6 おはなしタイム2年	土		火	短4 SC
2	木		土		火	6年こころの劇場am(6年弁当持ち) SC	木	特6 ゆうさく教室④	日		水	特5 給食開始 委員会活動⑤ 避難訓練③(地震・津)
3	金		日	憲法記念日	水	特4・特5	金	特5 クラブ②	月		木	特6 代表委員会(昼) 身体測定6年
4	土		月	みどりの日	木	5年 全国小学生歯磨き大会 13:30内科検診(3年)	土		火		金	特5 身体測定5年
5	日		火	こどもの日	金	おはなしタイム4年	日		水		土	
6	月		水	振替休日	土		月	特5 委員会活動4 卒業アルバム撮影【委員会】	木		日	
7	火		木	避難訓練②(火災)3校時 4年UD講座⑤⑥	日		火	特6 SC	金		月	特5 身体測定4年
8	水	短4新任式・始業式(午前) 入学式準備(新6年)	金		月	おはなしタイム5年	水	特6	土		火	特6 SC 身体測定3年
9	木	入学式(午前) ラーケーション×	土		火	耳鼻科検診(1年 発1・4年) SC	木	特6 ゆうさく教室⑤	日		水	特6 身体測定2年・さく・ひま
10	金	短4(給食なし) ②～④身体測定5・6年 視力3・4年	日		水	劇団ポプラ③④123年⑤⑥456年 おはなし玉手箱	金	特5 おはなしタイム4年	月		木	特6 身体測定1年 ゆうさく教室⑦
11	土		月	委員会活動6年【運動会役割分担】 卒業アルバム撮影【委	木	13:30内科検診(4年) 5年SDGs講座⑤⑥ ゆうさく教室①	土		火	山の日	金	特5 サマータイム終了
12	日		火	13:10眼科検査(1・2・3年 さ・ひ) SC	金	朝会(命の日) 尿検査二次	日		水		土	
13	月	(1年特4) 給食開始 ②～④身体測定3・4年 視力5・6年	水	おはなしタイム3年 おはなし玉手箱(昼:にこ)	土		月	特5 夏季個別面談	木		日	
14	火	普5(1年特4) 8:05タブレット使用ルールについて(meet)	木	8:30歯科検診(6年 さ・ひ) 2年野菜名人ボラン	日		火	特5 SC 夏季個別面談	金		月	
15	水	普5(1年特4) 委員会活動① ②～④視力検査1・2	金	普5(1年特4) 避難訓練①(地震・津波)3校時 通学班会(昼) ※1年生昼休みあり ②～④聴力検査1年	月	13:10眼科検査(4・5・6年)	水	特5 おはなしタイム5年 夏季個別面談	土		火	SC 6年法教育出前講座(仮)
16	木		土		火	参観会・懇談会(5校時) ラーケーション×	木	特5 夏季個別面談 「はままつマナー」の日	日		水	縦割り遊び②12:40～
17	金		日		水	おはなしタイム6年	金	特5 おはなしタイム6年 夏季個別面談 5年	月	閉庁日	木	ゆうさく教室⑧
18	土		月	おはなしタイム2年 緊急下校訓練(一斉下校)	木	13:30内科検診(6年・さひ) 「はままつマナー」の日	土		火	閉庁日	金	参観会(5校時) ⑥5年林間学校・6年修学旅行説明会
19	日		火	運動会総練習②→20日へ変更	金	縦割り遊び①12:40～	日		水	閉庁日	土	
20	月	(1年特4) 交通安全教室②③1年 ③④2年	水	運動会総練習② おはなし玉手箱 縦割りリーダー会	土		月	海の日	木		日	
21	火	特5(1年特4) ②③防災講座(起震車体験)2年	木		日		火	特5 SC 給食終了 5年30分回泳予備日 夏季個別面談	金		月	敬老の日
22	水	特5(1年特4) 春季個別面談 9:00～心電図1・4年	金	特4(1～5年) 運動会準備 特5(6年)	月		水	短4 夏季個別面談	土		火	国民の休日
23	木	特5(1年特4) 春季個別面談 8:30歯科検診(5・4)	土	校内運動会AM ラーケーション×	火	13:30内科検診(5年) SC	木	短4 終業式 夏季個別面談 ラーケーション×	日		水	秋分の日
24	金	特5(1年特4) 春季個別面談 ②～④聴力検査さ・ひ	日	校内運動会予備日① ラーケーション×	水	おはなし玉手箱	金		月		木	委員長会(昼休み) ゆうさく教室⑨
25	土		月	土日ともに雨天の場合授業日 振替休日(校内運	木	ゆうさく教室③	土		火		金	
26	日		火	校内運動会予備日② ラーケーション×	金	おはなしタイム3年 13:10脊柱検診(該当者)	日		水		土	
27	月	特5(1年特4) 春季個別面談 交通安全教室②④	水	特5 避難訓練第2回(火災)3校時	土		月		木		日	
28	火	特5(1年特4) 春季個別面談 SC	木	縦割り清掃開始 耳鼻科検査(4年) 「はままつマナー」の日	日		火	SC	金		月	新体カテスト週間
29	水	昭和の日	金	尿検査一次 おはなしタイム1年	月	特5 サマータイム開始	水		土		火	SC
30	木	特5(1年特4) 春季個別面談 歯科検診(3年)	土		火	特6 SC 4年校外学習(大原浄水場・浜名湖GP)	木		日		水	おはなし玉手箱
			日				金		月	短4 始業式 防災週間(～4日)		

現在の予定です。今後変更される場合があります。

令和8年度 年間活動計画

浜松市立雄踏小学校

10月		11月		12月		1月		2月		3月		
日	曜	行事活動	曜	行事活動	曜	行事活動	曜	行事活動	曜	行事活動	曜	行事活動
1	木	⑤5年薬学講座 ゆうさく教室⑩	日		火	SC	金	元日	月	委員会活動⑩(5年生も)	月	
2	金	後期日課スタート 2 年生金曜5時間 クラブ③3年見学	月		水	おはなし玉手箱	土		火	SC 13:30 6年 雄踏中 学新入学生説明会	火	SC
3	土		火	文化の日	木		日		水	4年こども音楽鑑賞教 室AM	水	おはなし玉手箱
4	日		水	おはなし玉手箱	金		月		木		木	縦割り清掃反省会
5	月	移動博物館(~8日) 委員会活動⑥	木	6年修学旅行 6年ラーケーション×	土		火		金	5年こども音楽鑑賞教 室AM	金	
6	火	1年校外学習(竜洋昆 虫自然公園) SC	金	6年修学旅行 ゆうさく教室⑭ 6年ラーケーション×	日		水		土		土	
7	水	おはなし玉手箱	土		月		木	短4 始業式 ラーケーション×	日		日	
8	木	ゆうさく教室⑪	日		火	SC	金	短4	月	通学班会(昼)	月	防災週間(~12日)
9	金		月		水		土		火	普5 SC 参観会(5校時) ラーケーション×	火	SC
10	土		火	SC	木		日		水	おはなし玉手箱	水	特4(1~4年) 卒業式総練習⑤⑥ (5・6年)15:20下校
11	日		水	特5 保幼小交流会(1年) 雄踏保育園・幼稚園	金	冬季教育相談	月	成人の日	木	建国記念の日	木	普5
12	月	スポーツの日	木	ゆうさく教室⑮	土		火	給食開始 SC 防災週間(~15日) 身体測定	金		金	
13	火	5年林間学校(かわ な) SC 5年ラーケーション×	金		日		水	おはなし玉手箱 身体測定	土		土	
14	水	5年林間学校(かわ な) 5年ラーケーション×	土		月	普5冬季教育相談	木	身体測定 ゆうさく教室⑯	日		日	
15	木	ゆうさく教室⑫	日		火	普5 SC 冬季教育相談	金	身体測定	月		月	
16	金	クラブ④	月	保幼小交流会(1年) 民間2園授業参観	水	普5冬季教育相談 おはなし玉手箱	土		火	体育館会場準備(昼) SC	火	普5 SC 給食終了
17	土		火	SC	木	普5冬季教育相談	日		水	普5 入学説明会(保護者 のみ)	水	短4
18	日		水	おはなし玉手箱	金	普5冬季教育相談	月	委員会活動⑨(5年生 も) 給食週間(~22日)	木	ゆうさく教室⑰	木	短4 修了式 のびゆく 子配付 卒業式準備(5年弁当)
19	月		木	ゆうさく教室⑯ 喫煙防止教室6年⑥	土		火	SC 身体測定	金		金	AM卒業証書授与式 6年ラーケーション×
20	火	2年電車教室 SC	金	雄踏吹奏楽団 昼休 み(全校)⑤(3・4年)	日		水	身体測定 児童代表委員会(昼 休み)	土		土	
21	水	おはなし玉手箱 委員会(昼休み)	土		月	普5 給食終了	木	縦割り遊び③12:40 ~ ゆうさく教室⑱	日		日	春分の日
22	木	短4(給食なし) 就学時健診	日		火	短4 SC	金		月		月	振替休日
23	金	5年校外学習(スズキ 歴史館・豊橋港カモメ リア)	月	勤労感謝の日	水	短4 終業式 ラーケーション×	土		火	天皇誕生日	火	
24	土		火	SC	木		日		水	おはなし玉手箱	水	
25	日		水	委員会(昼休み)	金		月		木	6年生を送る会(3校 時) ゆうさく教室⑳	木	
26	月	委員会活動⑦(5年見 学)	木	ゆうさく教室⑰	土		火	SC	金		金	離任式(仮)
27	火	SC	金	音楽会 ラーケーション×	日		水	おはなし玉手箱 委員会	土		土	
28	水	特5	土		月		木	ゆうさく教室㉑	日		日	
29	木	ゆうさく教室⑬	日		火	閉庁日~1月3日(日) まで	金		月		月	
30	金		月	保健習慣(~12月4 日) 委員会活動⑧	水		土				火	
31	土				木		日				水	

現在の予定です。今後変更される場合があります。

令和8年度 雄踏小学校 コミュニティ・スクールの方針

1 ねらい

「雄踏小学校運営協議会」と「ゆうさく学校応援団（学校サポートシステム）」との連携・協働により教育活動のさらなる充実を図り、一人一人を大切にする発達支援教育の充実及び、キャリア教育を推進し、学校の教育目標「一人一人がかがやくたくましくすこやかな雄踏の子」の実現を目指す。

2 令和8年度の方向性

雄踏小学校運営協議会 (協議・評価) 【学校運営協議会委員】	ゆうさく学校応援団 (学校支援) 【学校支援コーディネーター等】	情報発信活動（保護者・地域住民） 【学校、学校支援コーディネーター等】
<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営の基本方針の協議・承認 ○学校の教育活動・課題等の共有 ○学校運営への必要な支援・参画 ○学校評価 ○コミュニティ・スクールの評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校サポートシステムの充実 ・地域人材等のリストのさらなる充実 ○一人一人を大切にする発達支援教育の充実 ・子供のニーズに合った支援の在り方についての検討 ○キャリア教育の推進 ・地域人材等活用の年間指導計画への位置付け（学校） ・学校の要望に合った地域人材等と学校をつなぐ（学校支援CD） 	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・スクール便りの発行（年間3回） ○学校HP ○学校だよりへの掲載 ☆<u>学年便りへの掲載（活動毎）</u> ○保護者ボランティアの募集 ○PTAとの連携による保護者への周知

3 ボランティア・外部人材の依頼

- ① 活動の趣旨、活動計画等を学年主任からCS担当である主幹教諭に報告。
(活動の1ヶ月前を基本とする)
- ② 主幹教諭より校長、教頭に報告をし、承認を得る。
- ③ 承認を得たら、学年主任・担当者から学校支援コーディネーターへ依頼をし、計画を進める
- ④ 学校支援コーディネーターを通してお礼の手紙を渡す。
- ⑤ 実施後は、学校HP、学年便り等で保護者、地域へ取り組みや成果を伝える。

令和8年度

【雄踏小学校】

ゆうさくコミュニティ・スクール協議会
(雄踏小学校運営協議会)

連携・協働

【地域・行政】

ゆうさく学校応援団
(学校支援)

一人一人がかかやく
たくましく すこやかに雄踏の子

市民協働による人づくりの実現



学校と地域のつなぎ役

学校支援コーディネーター
運営協議会での熟議・協議を受け、学
校運営に必要な支援をするために、学
校と地域をつなぐ役割を果たす。



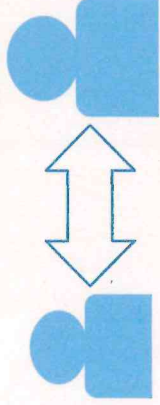
運営協議会委員

↑ 参画 ↓

熟議・協議
○ 学校運営の基本方針の協議・承認
○ 学校の教育活動・課題等の共有
○ 学校運営への必要な支援・参画
○ 学校評価
コミュニティスクールの評価

参画
↑ 参画 ↓

↑ 説明 ↓ 意見



校長(学校運営の責任者)

主幹教諭
(CS担当教員)

学校を支援する
学校・地域の組織や人材

<学校>

- ・教育活動支援ボランティア
- ・環境支援ボランティア
- ・専門性のある講師
- ・図書館ボランティア
- ・学習ボランティア
- ・外国人支援ボランティア 等

<地域>

- ・子供見守り隊
- ・雄踏中学校区青少年健全育成会
- ・医療協議会
- ・民生・児童委員 等

<行政>

- ・西行政センター
- ・協働センター 等



情報発信活動

保護者 地域等

(様式1)

令和8年5月 日

浜松市立雄踏小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 加茂 聡美 様

浜松市立雄踏小学校運営協議会
会長

夢育やらまいか事業に対する意見書(案)

令和8年5月19日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 地域の人材や素材を活用することで、児童のコミュニケーション力や学ぶ意欲を高めたり、校内の環境整備をしたりして、地域を愛し、地域と共に歩むことができる子の育成に努めたい。
⇒ 色々な技術や特技をもった地域在住の方々に講師を依頼する。
(クラブ活動、書写、本の読み聞かせ、家庭科、花ボランティア、外国語、等)
- ② 夢や希望をもち、将来の目標や生き方について考えることができるようにさせたい。
⇒ 児童の興味がある職種に対応できるよう、様々な分野の地域人材を活用し、仕事の内容や、やりがい等について話していただく場を設定する。
(総合的な学習の時間)
- ③ 自分の身は自分で守る術を身に付けさせたい。
⇒ 交通安全教室、防災訓練、防犯教室を継続して行う。